

中央区 長經由 昭和 60 年 3 月 5 日 59 地行第 779 号

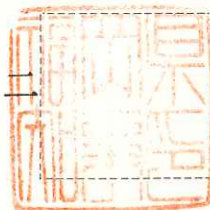
## 寄 附 募 集 許 可 書

(社) 福岡県老人クラブ連合会

会長 田中義忠

殿

福岡県知事 奥田 八 二



寄附募集に関する条例（昭和25年福岡県条例第42号）第3条の規定により次のとおり許可します。

募金責任者の住所氏名	八女郡星野村長尾 5117 田中義忠
募金事務所の所在地	福岡市中央区六本松 1丁目2-22
募 金 の 名 称	福岡県老連慰霊碑建立募金
募 金 の 目 的	上記募金に充てる為
募 金 の 区 域	福岡県内
募 金 の 期 間	昭和60年3月21日から昭和60年5月20日まで61日間
募集する金品の総額 又は数量	5,000,000円
募 金 の 方 法	趣意書を配布し任意の寄附を募る
そ の 他 の 条 件	

(注)募金に際して、裏面注意事項を厳守のこと。

60年度から寄附条例廃止となる